



平成 25 年 4 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社システムインテグレータ
代表者名 代表取締役社長 梅 田 弘 之
(コード番号：3826 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 山 田 ひ ろ み
(TEL. 048-707-7061)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 4 月 16 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 25 年 5 月 27 日開催予定の第 18 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）に定める事業目的を追加するものであります。
- (2) 株主の皆さまに利益配分の機会を充実させるため、現行定款第 44 条（中間配当）の変更を行うものであります。あわせて未払の配当について定めが不足しているため、現行定款第 45 条（配当の除斥期間）の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年 5 月 27 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 25 年 5 月 27 日（予定）

以上

別紙

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更定款案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(7) (条文記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(8)</u> (条文記載省略)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第45条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(7) (現行どおり)</p> <p><u>(8) インターネットを利用した電子商取引に関するシステムの企画・開発及び電子市場の開設並びにこの運營業務</u></p> <p><u>(9)</u> (現行どおり)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p><u>2. 前項のほか、基準日を定めて配当を</u> <u>することができる。</u></p> <p>(配当の除斥期間等)</p> <p>第45条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。<u>なお、配当金には利息をつけない。</u></p>